

## 下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年11月15日（火曜日）  
午前9時34分～午前10時55分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長                      柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長  
竹 岡 昌 治 委 員                      徳 並 伍 朗 委 員  
安 富 法 明 委 員                      大 中        宏 委 員  
河 村        淳 委 員                      原 田        茂 委 員  
布 施 文 子 委 員                      山 本 昌 二 委 員  
田 邊 諄 祐 委 員                      荒 山 光 広 委 員  
西 岡        晃 委 員                      河 本 芳 久 委 員  
下 井 克 己 委 員                      岩 本 明 央 委 員  
山 中 佳 子 委 員                      萬 代 泰 生 委 員  
高 木 法 生 委 員                      岡 山        隆 委 員  
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
有 道 典 広 委 員
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長   岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査  
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名    な し

午前9時34分開会

委員長（南口彰夫君） それでは若干遅くなりましたが、100条委員会下領北団地解体（2工区）工事請負に関する件について、特別委員会を開催を致します。きょう欠席の届けが出ているのは、三好委員が欠席です。それと議長が公務のため出張です。有道委員が8時30分頃急遽欠席届が出ました。きょう前回に続いて、参考人で出席を願うという3名の方の手続きについて審議をする予定でしたので、取りあえず参考人の手続きについての資料を配付したいと思います。（発言する者あり）いいですよ。山中委員。

委員（山中佳子君） 前回、11月2日開催の100条委員会において始末書に関する部分で、始末書が提出されていたということが私の想像であったと思い訂正させて頂きますという発言をしましたが、この部分についての発言を撤回いたします。11月2日の委員会において、私は2点お願いしたいことを申し上げました。事件発覚後の業者の言い分を執行部にお尋ねしたいということと、始末書の資料提供をお願いしたいということです。ところが、その時に委員長始め他の委員の方より、今まで始末書というような話はどこにも出てきていないのではないかというご指摘を受け、その時、私の手元にもその根拠となる資料もありませんでした。そこで始末書の部分についての発言を撤回させていただきました。その後どうも合点が行かずMYT・会議録等調べました結果、3月23日の予算審査特別委員会において、欠席委員は1名でしたが、林副市長がこのように発言されております。この件に関しましては、今現実に3月4日やったですかね、視察されて仮囲いがされていなかったというところから端を発したということを知っております。即座に職員が行って工事を止め、そして、改めて囲いをし直して、工事を進めておるという報告を受けています。この件に関して受注された企業は、当初詫び状というものを市長宛に出されました。この詫び状は如何なものかなということで、今度は同じ日付だったと思いますが、始末書が提出されました。その始末書を現在受けておるという状況にありますと発言されております。そして、また9月13日の100条委員会においては、伊藤部長より今回の事件発覚しまして、その後の業者への指導、またその後の今回の不祥事に、この辺の言葉おかしいんですけど、会議録のままなんですけど、重く認識し、事実関係を記して始末書等も求めておりますという説明を受けました。以上のことより、前回の100条委員会で皆さんからご指摘を受けた始末書

に関しては、その取り扱いについては、まだ説明は執行部からは受けていませんが、確かに業者から市長宛に始末書提出されているという事実があるということで、私の発言の訂正をお願いします。以上です。

委員長（南口彰夫君） 山中委員、それは一つお尋ねをしたいんですけど、この委員会が予算委員会じゃったんですか。（発言する者あり）今の議事録を読まれた内容は。

委員（山中佳子君） 一つは3月23日の予算審査特別委員会、もう一点は9月13日のこの100条委員会（発言する者あり）はい。

委員長（南口彰夫君） 100条委員会のところ、ちょっと今読み上げられたのは、議事録を読み上げられたんですね。

委員（山中佳子君） 会議録、インターネットに載っております。

委員長（南口彰夫君） 改めて今議事録を持ってくる手間が省けるので、私はあなたを信じますので、もう一回読み上げてもらえますか。

委員（山中佳子君） その部分だけでよろしいですか。

委員長（南口彰夫君） はい、いいです。

委員（山中佳子君） 伊藤部長よりこのように言われています。今回の事件発覚しまして、その後の業者への指導、またその後の今回の不祥事に重く認識し、事実関係を記して始末書等も求めております。

委員長（南口彰夫君） その始末書等求めておりますというあとに、始末書が提出されたというのは確認されているんですか。

委員（山中佳子君） いえ、その発言があったということで、皆さんは今まで始末書という言葉聞いたことがないという。

委員長（南口彰夫君） いいやそんなことはない。始末書というものは見たことはないと言ったのは、私が言ったんです。その後、その報告は私も分かるんです。だからその100条委員会ですから、業者との関係で、そういうに関する資料の提出は求めてきたと思うんですね私は。少なくとも今まで求めてきた資料は随時、時系列でファイルしてきちよるはずなんですね。それで始末書というものが見たことないというのは、私自身がいった言葉なんです。その後始末書が出されているんですか、じゃあ。

委員（山中佳子君） その辺の事実関係は確認しておりません。でも副市長は予算

審査特別委員会では出されているとおっしゃってます。

委員長（南口彰夫君） 予算委員会というのは3月の時点ですか。

委員（山中佳子君） 3月23日ですけど。

委員長（南口彰夫君） それと9月の時に言うたのは、始末書等を指導しているというのは私も聞いたんです。意味がちょっと違ってますよね。3月の時と9月の時のこの100条委員会で（「ああ、そうですか」という者あり）と思いませんか。

3月はあんまり認識がないんですよね。私は9月の時に始末書等について、指導が必要だと私は思うちゃったですから。指導はその後どうなのかという質問に対しては、今指導しよると、今読み上げられたんでしょう。

委員（山中佳子君） 求めておりますと。

委員長（南口彰夫君） そこまでは私も認識は一致してます。その後そのことについて前回、始末書が出てるんじゃないかと言われたので、私は始末書というものは確認していないというお話をしたんですよね。執行部の説明も今、言われるように、3月の頃出てるんじゃないかというニュアンスで言われたけど、この100条委員会では少なくとも今、言われたように、9月何日に始末書等を指導も含めて求めているというようなニュアンスであったと思うちょるんです。

委員（山中佳子君） それでは、この会で、100条委員会でその辺の確認はしていただけますでしょうか。

委員長（南口彰夫君） 今言われたので、当然確認する必要があると思います。

委員（山中佳子君） よろしくお願いします。

委員長（南口彰夫君） はい、分かりました。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 伊藤部長に対して今の件を私質問しておると思ってる。その時も始末書の提出を求めているというのは発言じゃなかったかと思うんですよね。

委員長（南口彰夫君） いいえ、今議事録を読まれた。

委員（河本芳久君） その辺のところしっかり確認をしないと、ちょっと次にいかれんような気がする。今、山中委員のような始末書の提出が既に出ておれば、先般のこの委員会においても、この件は行政がもうお金も払っておると。そして工事の完了について。

委員長（南口彰夫君） それと、河本委員、この前もそれは議論して、あなたがこの議員の必携を読み上げて、100条委員会の責任は、行政の責任も追及する代わ

りに業者の責任も追及すると。だから行政の側が業者となあなあで片を付けようということに関して、もしあるならそのことも含めてストップをかけんにゃいけないのですね。それが、この100条委員会議会としてのチェック機能を持つ、100条委員会の責任ではないかということで、議論を何度もしてきて、この100条委員会の設置と今までの経過で、今日に至っちょると。

委員（河本芳久君） 目的は事務処理のまたは法的なこれが一番の前提ということで、それがために今のような業者に対しても、確認をせんにゃならん。

委員長（南口彰夫君） それは違います、河本委員。着席して下さい。この前河本委員が半分しか読み上げてなかったやつをもう一回配付して、もう一回その議論に入りたいと思います。

前回、全部ファイルして下さいということで、議員必携を河本委員が持ち出されて、100条委員会の、この分を配付して、前回この分の議論に至ったと思うんですね。

委員（河本芳久君） 私が読んだのは、後段は目的であって、業者等に事情聴取しなくちゃ、参考人として意見を聞かなかつたら、やはり目的達成できないから、当然業者に対する調査権も及ぶと。こういうふうに私は解釈したから、私の主張はあくまでも目的は行政事務の調査であると、そのために。

委員長（南口彰夫君） 違うちゃ。河本委員、公平にやらんにゃいけんちゃ。あなたが読んだところは下だけで、それを他の委員の方々があくまでも誤解を与えるような発言の、恣意的な持っていき方をしちょると。そういわれたなら不本意ながら訂正されると言われたんじゃないですか。

委員（河本芳久君） 訂正しておるから、あくまでも後段の私が読んだことが目的であって、その目的達成は。

委員長（南口彰夫君） 目的は、例えばある工事の請負締結にあたって、入札事務の不正があったとか、あるいは工事の施工に落ち度があって適正でなかったとかで、ここ明確にあなたが紐解かれたところに書かれているわけでしょう。更に、工事関係の調査の場合は、工事請負業者はもちろん契約担当職員、その他関係職員、他の関係者、業者など必要に応じて出頭させ証言させることができると。あなたはこの後の文書だけ読まれて前文は抜けちよつたので、という議論を前回やられたわけですね。

委員（河本芳久君） だから必要であれば業者の意見、また業者を調査する。それは当然あってしかるべきだと。

委員長（南口彰夫君） そうですね。ですから、今までさんざんこの資料の提出を求めて、執行部の説明を求めてきたわけですね。

委員（河本芳久君） まだ求めてない。今からしっかり求めんにゃならん。もし必要であれば。

委員長（南口彰夫君） あなたは、何でそんなに業者の肩を一方向的に持たれるようなことをされるんですかと、私は何回も言ってる。業者は一度も呼んでないんですよ。

委員（河本芳久君） あなたは進行役でしょ。

委員長（南口彰夫君） そうなんです。

委員（河本芳久君） それなら、そういう発言はやるべきじゃないじゃないですか。

委員長（南口彰夫君） 前回言われたように私も議員必携は持ってるけど、今は持っていないから取りあえず止めたけど、あなたは全部読み上げられたんです。その代わりに、片手落ちの差別用語で、片手落ちの読み方をしちよるという指摘を受けたわけでしょう。

委員（河本芳久君） 違いますよ。目的が私ははっきりしていく。そのため必要であればこういう手段も。

委員長（南口彰夫君） ですから、必要であればというところで、関係する職員、工事関係者並びに関係する職員ということで、双方から出されている職員を、少なくとも参考人としてここで呼ぶべきではないかと。これは前回少なくともここで了承されたと思っています。

委員（河本芳久君） そうです。私も了解してます。だから今のように山中委員の発言。

委員長（南口彰夫君） 山中委員が言われる分については、当然執行部より求めるし、それはまた別に報告を願いたいと思っています。ですが、三人の関係者の参考人として呼ぶのは、今後議事を進める、調査を進めるために必要だということで一致していますから、その手続きも進めて行きたいと思っています。

委員（河本芳久君） ただ私はね、私たちの会派では、参考人として呼ばれる場合

には、企業の代表者でいいのではないかとということで了解したら。

委員長（南口彰夫君） きょう少なくとも、前回有道委員のきょうの日程は確認されちよるんですいね、同じように。ところがきょうの朝8時30分過ぎて、いきなり欠席じゃですね、あなたの言われるように少なくとも執行部も必要であれば、市長が自ら出席してもええと内々に聞いてます。正・副議長と一緒に。ところが企業の当時の代表は有道委員でしょう。ところが朝突然欠席ということになったら、あなたの言われる、事前にどうのこうのという話もならんでしょう。本人がおらんじゃから。今、あなたが連絡を取って、本人と連絡取ってもらえるんなら、暫時休憩を取りたいと思います。

委員（河本芳久君） そりゃ私には関係ないわね。

委員長（南口彰夫君） 今あなたが言われたからいね。業者の関係も、当時の責任者。

委員（河本芳久君） 必要であれば業者の出席を求めるべきであると。まだそこまでいってないじゃないじゃないかね。

委員長（南口彰夫君） 業者の出席はですよ、ようこの書類を見て下さいね。現場代理人と専任技術者で、社長代理を指名しているわけですしね。だから業者の社長ということには、手続き上は社長が社長代理を任命してるんですから、あくまでも任命者の出席を求めるのが手続き上合法的なもんじゃないですか。

委員（河本芳久君） それならそういうふうな形で今後やるんですか。

委員長（南口彰夫君） そりゃ前回確認したことですから、少なくともきょうは肅々と進めなければならないと思ってます。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題については、私もいろいろ前から話をしてきた、意見を言ってきたんですが、要は参考人と呼ぶということを委員長が話されましたが、これについては参考人が呼ぶということはこの前の時も話があったんですが、要は参考人を呼ぶからには、何を参考人に質問をするか、問うか、この辺が具体的なことが出ておらん、まだ。どういうことを参考人を呼ぶからには、どういうことを審議して、どういうふうに問うかということができておらんが、この辺について、今の皆さん方どういうふうに思われるか分からんけど、一応の参考人を呼ぶ、何を問うそやら分からんようなことじゃいけん。この辺が大事こと。

委員長（南口彰夫君） さすが河村大先輩のご指摘の通りです。ですから参考人を

呼ぶに当たっては、参考人にどのような質問をするかということは、当然この中で議論をしておかなければならないと思います。当然その議論に入って行きたいとも思ってます。安富委員。

委員（安富法明君） 前回の委員会で決まったこと、先程から河本委員と委員長と随分ですね、委員長と委員とのやりとりですから、如何なものかなというところもあるんですが、基本的にはですね100条、まあ議会の調査権ですよ。このあり方については、前回資料等も議員必携等の抜粋も配付されて、議論をしたというふうに思います。その結果として請負業者といいますか、業者のほうの事実関係等も確認するために、参考人として呼ぶということまで決まっておると思います。その中で、先程ありました山中委員の発言ですが、始末書の件ですよ。これも委員長の認識で恐らくいいと思うんですよ。問題は我々が今回のこの事件に対して、100条発動したということの意味も含めてなんですが、行政が既に詫び状なり始末書なりという話も、多少そのやりとりの中で出てきたかも知れませんが、要は行政が処分ですよ、要するに結論を出しちよるかどねいかということなんですよ。受け取って。その辺をはっきりしないと、私は出てないと思ってるんですよ。行政は保留にしているはずと思ってるんですよ。だから、今この委員会で事実確認を調査した上で、行政側の今まで行ってきたことが適切であったかどうかということを含めて、最終的にその結果として、処分のあり方等も決まってくるだろうと。これは議会の範疇じゃないですから、執行権の範囲でしょうから、その辺に係わってくるだろうというふうに思うわけです。ですから、まず最初ですねもう話が出たわけですから、行政として、主管課として、処分がどうなってるのか、もう決まって、この私聞いてると、既に行政側処分がというか、この事件に関して事実関係もはっきりして終わってるんだと。だから、あとはもう行政が今後に対して、このような事件が再発しないような対応策を議論をすればいいんだというふうに聞こえるんですよ。皆さん言うておられるような、そんな感じを受けるんです。私はまだそこまで行ってないと思ってるんです。その辺のですね、行政がどういうふうな処分をしたのか、あるいはしてないのか、この100条の調査結果を待って、それに対応するのか、その辺ちょっと確認してもらえないですかね。

委員長（南口彰夫君） 最初に100条を設置する時に、その辺は会派代表者会議でも含めて、それから100条委員会設置してするときに、100条委員会を開会



するに当たって、100条委員会の責務というところでは、だいぶ議論したと思うんですけど、先程、山中委員からあった指摘も大事なことだと思うんです。但し、いくら執行部と業者がなあなあに片が付けましたと言ったとしても、議会としてそれを認めるかというのは全く別問題なんです。ですから、結果として、この前の発言で今、山中委員が指摘されたように、始末書等については3月の時点でもあがっていたし、それから100条委員会はその後ですから、設置されて、その真相究明をするというのが、一番大事なことなんです。執行部となあなあにもし片を付けるようなことをしていれば、この委員会でそれはおかしいということを究明をしなければ、事実をもって、究明をしなければならないと思ってるんです。ですから等しく執行部であろうが、業者であろうが、等しく、きちんとかこの委員会の場で事実関係をあきらかにして、その問題点をきちんと委員会として指摘をすると。例えなあなあで片を付けたという結論をもし出たとしても、もし始末書や100条委員会にしっちょるかしらんが、恐らく執行部は、報告を求められんじやったから出さんじやった、答えんじやった、と言うだろうと思うんですいね。いちいちあれを出せ、これを出せということを、今までの経過でわかると思うんですけど、ここで一つずつのこれだけの書類に至るまでは、一つずつこの委員会で確認をして、それで、その正・副議長に正・副委員長が要望をして、更にその要望が、議長から市長にあてて提出されてきた書類なんです。ですから、こちらが一つずつこういう資料を出せ、こういうものがあるんじゃないか、こういう説明をしろと言う、求めなければ、大体執行部の側はいらんことを言うな、いらんものは出すな、いらんものは見せるな、という発想が根本的にあると、私も議員生活二十何年やってますから。その辺のところを含めて、ごまかされないように、委員会がきちんと精査して求めていくということが大前提になるだろうと思うんですね。その執行部が何をしているかということを、その都度明らかにすることも非常に重要なことですが、そのことでじゃあそれで済ますとか済まさないとかいう性格じゃないんです、この委員会は。まして、議会というのはチェックするところですから、そのチェックする議会が、きちんと委員会を特別委員会を設置して、少なくとも3月1日に契約を結び協議を結んだと。3月4日には工事差し止めを行って、仮囲いがなされていないことが事実が発覚したと。その間を含めた経緯をしっかりと執行部のほうに資料を求めるし、必要であれば、業者のほうの社長が任命している社長代理を含めた代

理人と、それから市長が指名している職員も含めて出席を求めて、意見を聞きながら、事実関係を明らかにしていくことが必要だということを確認したのが、前回の委員会だろうと思うんです。先程、河村委員が言われたように、じゃあ出席を求めたら、何を質問するんかということをしっかり議論しておくことが必要だということとは、私もそう思います。それを抜きにして出席だけを求めるということで、俗に言うあくまでも参考人ですので、犯罪者として扱い、犯罪者として糾弾する場ではありませんから、あくまでも参考人として現場責任者同士が市も含めてどのような協議をし、どのような安全管理を確認したのかということをしっちりすれば、それがしっちりなされていけば、このようなことは起きてないわけです。そのことをしていくために、現場のそれぞれの責任者を呼ぶことが必要なんではないかということが、前回までの確認であったと思うんですが。よろしいですか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 言われること、委員長の今言われたことは当然ですし、きょうの委員会のおそらく河村委員が言われたことですよね。参考人に何を聞くか、どういう形で聞くのかというふうなことですよね、それは当然今からきょうやらんにやいけんことでしょ。そのためにきょう集められたんでしょ。ですから、先程から出てる山中委員の発言の趣旨ね、私が言った確認も、次回も含めて当然やっていただきたい。おられんですからね執行部のほうが。要するにそういうふうな事実確認ができませんから、そういうことも確認した上で、何て言いますか審議を進めて審査を進めて行かないと。ですからもし仮にですね、行政側が処分を決めて、一件落着よというふうな仮に認識をお持ちなら、やはりその辺のことも、かなり委員会として委員長がいわれるように適切かどうかということが大きな問題になってくるわけです。その辺のこともよろしくお願いします。

委員長（南口彰夫君） そらおそらく大問題になるいね。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 今、委員長の言われることと、安富委員の言われること、最もと思うんですけど、参考人を呼ぶこともいいと思うんです。質問事項を決めるということも当然だと思うんですけど、その質問の内容をきょう決定するに当たって、その始末書とか詫び状がもしあるんであれば、それがあらないでだいぶ違ってくると思うんですよね。質問の内容も、その中身を見ないと、どういう質問の趣旨、また執行部が処分を下しているんであればですね、それについての内容も精査

しないと、質問の事項が決められないと思うんですよ。だからまず始めにそちらのほうをやっていたらいいかと、こういった質問するか、参考人を呼ぶにしても呼ぶ方もあると思うので、その辺をまず最初にやっていただきたいというふうに思います。

委員長（南口彰夫君） はいほかに。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題はですね、先程私が言いましたが、要はこの件の一番の発端というものは、この工事の請負契約の中の一応工程表等もあったんですが、あくまでも解体工事をするに当たっては、仮囲いをせんにや着手できんようになっちょる。それが結局怠っておったということは間違いなかったことやから。これを何故仮囲いが間に合わんかったか、この辺の理由が必要であると私は思います。それと、それについちゃ執行部の側、今言われたような今始末書か何かの中に内容が、こういうことで遅うなってご迷惑をかけたとかはいっちょったら、これはまたその辺で解釈が違ってくるんじやが、そのことが詫び状とか何かに入っておれば、あまり審議することもないんじやが、私の発端思うことは、あくまでも何故仮囲い工事をせんと着手したかと。この辺が一番の問題。これを理由があって、こうこういう理由があって、仮囲いが遅くなったという理由があるものか、それとも監理監督する建設課のほうで、この辺についての一応そういう発注が遅かったから、この辺ちょっと遅くなったけど、ちゅうことがあったものか全然そのとこ内容が分からん。それは訂正して全部ストップかけて、それから着手しておるんじやから、工事も完了し、一応工事請負金額も全部支払が済んじよと思うじやが、検査も皆出来高検査皆すまっしよるはずじやから、この辺についてはスムーズに行っておると思うんじやけど、一番の発端のことが、一番何故仮囲いができなかったかという、この理由だけだよと。ほかのことはないと思う。

委員長（南口彰夫君） ごもつとも。河本委員。

委員（河本芳久君） 河村委員の今の発言もつともだと思います。そこでこの工程表、入札、契約、そして仮囲いの材料等の発注、そしてまだ仮囲いしないけれども工事を始めた。そして4日には差し止めを。その時系列の中で、どこに手落ちがあったのか、手抜きがあったのか、これは執行部のそういった指導なり、契約なりで、チェックができておれば、業者に対しては質問状だけでも十分ではないか。またはここに参考人として出て再確認する。そういったことで、私は最初に執行部に

対する確認が、一番スタートになりませんかと思うます。（発言する者あり）  
委員長（南口彰夫君） 等しく公平にということで、呼ぶんなら三人一緒に呼ぶべきだと思いますよ。それを確認しちよるはずです。前回。

委員（河本芳久君） 参考人として、業者と行政、同時にこの呼ぶということ、まだ確認してないですよ。呼ぶということには確認してるけど。

委員長（南口彰夫君） 分かりました。三人一緒かどうかというところを確認してないと言われるんですね。別々のほうがいいんじゃないかというのが、河本委員の言い分なんですか。意見なんですか。その辺、私聞き取った。

委員（河本芳久君） 行政のほうの今の対応確認すれば、おのずと業者の今度はどういう角度で質問すればいいかということになるから、私はあえて業者を先に呼ぶ必要はない。まずは、行政のまだ召致のほうが先だと思うてる。

委員長（南口彰夫君） その意見について、委員の方ほかご意見ありませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 基本的なことはね、今回の事件に関して、仮に仮囲いが間に合うか、間に合わないか、あるいは要するに資材が入らないとかというふうなのは、状況に応じていくらでも生じること、ほかの事業であろうと。要は出した工程表通りにものが進めないということであれば、延ばしゃいいんです。それが協議の中でといたしますか発注者等の打ち合わせの中で、工程表変更していけばいい。出した工程表、要するに請け負った側が工程表を作って要するに手順書を作って、毎朝工程会議なり安全会議なりずっと書いてあります。法令を遵守し、あるいは規則等、要するに発注者等、受注者の間での約束、契約も含めて遵守するということが基本なんです。そういうことができなかつたということなんです。できてない。だからそれが問題なんです。そこを糺すわけですから、要するにそこに行政側に問題があったかもしれない。要するに受注側にも問題があったかもしれん。あるんです。あったからこういう事件になってるわけですから。そこを糺すわけですから、そのことに関して、その呼ばなくてもいいとか、いう時限じゃないと思うんですよね。来て頂きましょうと。事実の確認をしましょうと。何もいいとか悪いとか私らが言うことはない。きちんと出された手順書に沿って現場代理人がそこに常駐してですね、毎朝安全会議を開き、工程会議を開き、安全確認をして、やって行くようになってる訳ですから、そのことを確認をすればいいわけですから。私はそういう

ふうと思う。粛々と進めて頂きたい。

委員長（南口彰夫君） もう一度議論の基本に戻りたいと思います。先程、山中委員のほうからご指摘がありました、9月の委員会で執行部が始末書等を指導しているという報告があったと。提出をされてるということではないでしょう。（発言する者あり）求めているということなので、本来ならば手続き上は、事務局のほうより業者の始末書等に係わる書類があれば提出を求めるということで、手続きここだね。配付して委員会で確認をして、今、議長がいませんので、議長代理の布施副議長に提出をして、それから書類を作成して、市長宛に書類の提出を求めます。これが正規の手続きなんです。ところが河本委員のあったように、私は決して好きではないんですけど、内々に聞くこともできます。それはあくまでも内々なんです。内々に聞くべきじゃないかと、今、先程河本委員が言われたと思うんですが、それで間違いはないですね。（発言する者あり）正式に委員会としてできるのは、調査権はあくまでも委員会で確認をすると。そのためには文書に書面せんやいけん。書面に委員会で確認して委員長名で、今からできるのはですね。議長代理の副議長さんに執行部にその書類の提出と説明を求めると。これをやると1週間ばかりかかるといいます。ところがそれはやりませんと今言ったんです。山中委員に。それはやるべきだと私も思います。その後どうなったか。それからなあなあに片を付けられたんじゃないか。それはやりたいと。しかし1週間ぐらいはかかるので。取りあえず問い合わせるという形で、ただ問い合わせるという形を通すと部長の、今までは副市長が市長代理で出てきて、市長代理の相談のもとに、それで部長や課長が意見を述べていたんです。ところが、それを担当の部長に内々に問い合わせてはどうかということについては、手続き上の問題がありますし、それで部長が正式に答えたということになるかならんか、また手続きの問題ありますから、それは正・副委員長と布施副議長と事務局で休憩中に協議したいということで、取りあえずはよろしいですかね。それから先程ありました、西岡委員からあった、そうした書類全てが当然この河村委員が言われた参考人を召致することになれば、質問の内容も事前に良く議論しておくことが必要だと。私もそれは当然そう思います。委員がバラバラで質問したんじゃないかと。委員会で質問を取りまとめると。しかし西岡委員が言われたように、そうしたもし今出されてないなどの業者から提出されている書類等があるならば、それ

を含めて当然精査した上で、質問を取りまとめるべきじゃないかと。意見をそれぞれが出すに当たると。それも非常に重要だと思しますので、そのことも含めて正・副委員長と副議長と交えて協議したいと思しますので、取りあえず暫時休憩を取りたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい、暫時休憩です。

午前10時13分休憩

.....

午前10時52分再開

委員長（南口彰夫君） それでは休憩前に続き委員会を開催いたします。先程、山中委員よりご提案があり、また西岡委員のほうからご意見があったように、今後参考人を呼ぶにあたって、どのような質問を行うかという点で、河村委員からもご指摘がありましたので（発言する者あり）わかった。順番間違った。河村委員よりご指摘があり、また西岡委員より、更に山中委員より提案があった内容で、これが9月13日のこの委員会で建設部長が今回の事件発覚しまして、その後業者への指導、またその後の今回の不祥事に重く認識し、事実関係を記して始末書等も求めておりますという発言がなされていますので、この説明ですね伊藤部長の説明がなされていますので、その後このことがどうなったのかということで、資料の提出と説明を求めたいと思えます。求めるに当たって、次回の委員会で先程述べたこの関係書類等の提出と合わせて、林副市長、伊藤部長、前野課長の出席を求めると、次回で。ただこれの確認も含めまして、次回の委員会の日時については、調整もありますので、正・副委員長に一任して頂くということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい。ということで、本日の委員会はこれを持ちまして散会いたします。以上です。

午前10時55分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年11月15日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口 彰夫